

民法494条に基づく(準ずる)弁済供託の添付書面

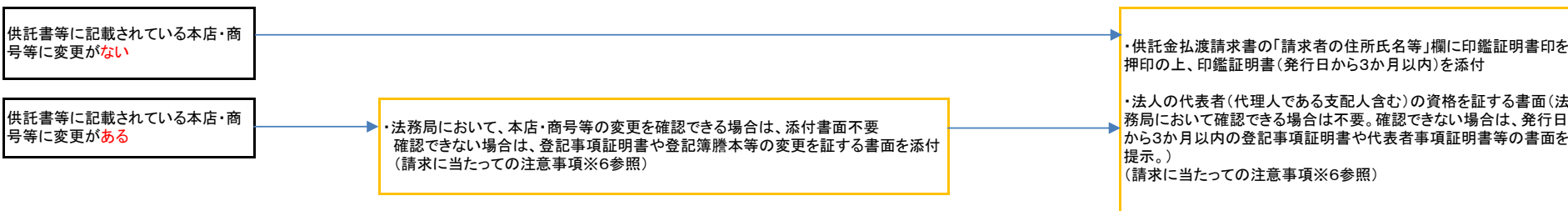
郵送先
〒102-8225
東京都千代田区九段南1-1-15
東京法務局供託課 払渡係

連絡先
電話番号:03-5213-1353
FAX番号:03-5213-1384

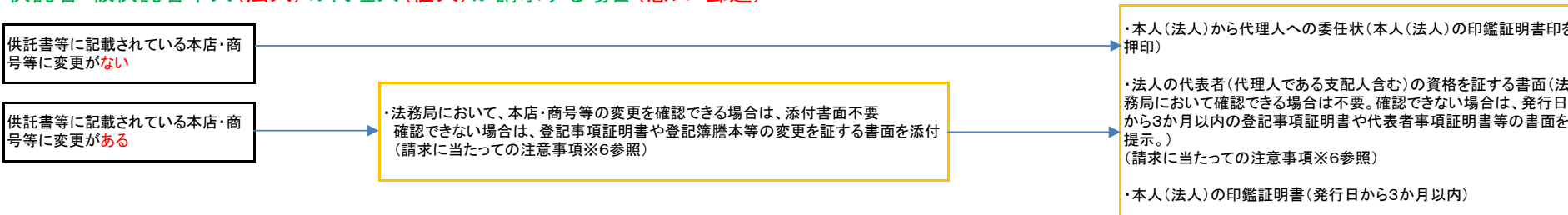
○請求に当たっての注意事項

- ※1 問合せが多いものについて、一般的な添付書面を掲載しております。供託の内容によって、添付書面が異なります。
- ※2 連絡先電話番号を提供いただきますようお願いいたします。不備があれば御連絡します。
- ※3 供託金払渡請求書に必要事項を記載し、御提出いただく必要があります。
- ※4 「供託金払渡請求書」で検索していただくと、法務省及び法務局のホームページに供託金払渡請求書、委任状、記載例があります。
- ※5 代理人口座に振り込む場合は、本人(法人)から代理人への委任状に本人(法人)の印鑑証明書印を押印し、本人(法人)の印鑑証明書(発行日から3か月以内)が必要になります。
- ※6 法務局において、本店・商号等の変更に確認できない場合には、法人の登記申請がされている場合や登記管轄外で電子情報処理組織前の登記簿謄本が必要になる場合等が該当します。
- ※7 被供託者が「株式会社〇〇又は株式会社〇〇」のように、複数人いる場合は、どちらに権利があるかを証する書面が必要になります。
- ※8 反対給付の内容が記載されている場合は、反対給付を履行したことを証する書面が必要になります。

供託者・被供託者本人(法人)が請求する場合(窓口・郵送)



供託者・被供託者本人(法人)の代理人(個人)が請求する場合(窓口・郵送)



オレンジ色枠の書面が必要になります。